

お知らせ

城里町役場（代表）

☎ 029-288-3111

お知らせ

敬老会・金婚式典のご案内

令和3年度城里町敬老会・金婚式典を次のとおり開催します。

対象者には、8月下旬に案内通知を送付しますので、当日は招待状を持参してください。また、名簿への掲載を希望しない方は、8月31日（火）までに長寿応援課までご連絡ください。

日時 9月20日（月・祝）

午前9時30分～11時

※受付開始は、午前8時30分から

会場 コミュニティセンター城里ホール

内容 式典、アトラクション

対象者

○町内にお住まいで満75歳以上（令和3年9月1日現在）の方
○令和3年度金婚式に該当されるご夫婦で、式典への出席を希望された方

問合せ 長寿応援課

☎ 029-3533-7125（直通）

相談

全国一斉「子どもの人権110番」

法務省と全国人権擁護委員連合会は、子どもの人権問題に積極的

に取り組む、「全国一斉子どもの人権110番」強化週間を実施します。いじめや虐待などの悩みをお持ちのお子さんや、保護者の方からの相談に応じます。

強化週間 8月27日（金）～9月2日（木）

時間 午前8時30分～午後7時
※土曜・日曜日は午前10時から午後5時まで

相談電話番号

☎ 0120-0007-1110
（全国共通フリーダイヤル）

問合せ 水戸地方法務局人権擁護課

☎ 029-2227-9919

募集

応急手当普及員養成講習会が開催されます

水戸地区救急普及協会では、事業所や防災組織に対し、心肺蘇生法やAEDの使い方方を指導する普及員の養成講習会を実施します。

日時 9月7日（火）～9日（木）
午前9時～午後6時

場所 水戸市国際交流センター（水戸市備前町6-59）

対象者 城里町・水戸市・茨城町に在住、通勤、通学している方

費用 10,000円
（資料・テキスト代）

申込方法 ホームページからダウンロードした申請書に必要事項

を記入のうえ、郵送、FAX、メールのいずれかの方法でお申し込みください。

申込期限 8月20日（金）

申込先・問合せ

（一社）水戸地区救急普及協会
☎ 029-2221-0199
FAX 029-2297-1032
http://m19.jp

「いばらきアグリコラボ」第3期受講生募集

「いばらきアグリコラボ」とは、農村地域の資源を活用したビジネスアイデアを構想する、全3回の連続講座です。農村地域の魅力を活かした、ビジネスに挑戦してみませんか。

日時 第1回講座 8月27日（金）
午後2時～5時

場所 茨城県三の丸庁舎（水戸市三の丸1-5-38）

対象者 県内の農林漁業者、飲食・観光関係者、農業関連事業者など、地域資源を活かした農村地域の活性化に関心のある方

申込方法 下記のQRコードからお申し込みください。



申込期限 8月16日（月）午後6時
主催 茨城県農林水産部農地局農村計画課

問合せ（株）JTB 水戸支店
☎ 029-2225-5233

広告



～ 城里町デマンド交通 ふれあいタクシー ～

土曜・日曜日運行の実証実験を行います

現在、平日のみ運行している城里町デマンド交通「ふれあいタクシー」について、より一層の利便性向上を目的に、次の日程で土曜・日曜日運行の実証実験（試行運転）を行います。ぜひ、ご利用ください。

実証実験（試行運転）の日程

8月21日(土)、22日(日)、28日(土)、29日(日)、9月11日(土)、12日(日)、10月2日(土)、3日(日)

運行時間 午前8時～午後4時

利用できる方 町内に住所を有する方ならどなたでも利用できます。利用するには、事前に利用登録が必要となりますので、役場まちづくり戦略課、桂支所、七会町民センター、町社会福祉協議会のいずれかで登録を行ってください。

利用料金 1乗車300円(3歳未満は無料) ※障害者、要介護者、要支援者等は、1乗車150円

予約電話番号 ☎029-240-6000

受付日時／平日および実証実験が行われる日、午前7時15分～午後3時30分
(翌日以降の乗車予約は、午後4時30分まで)

問合せ <デマンド交通に関すること> 城里町社会福祉協議会 ☎029-288-7013
<地域公共交通に関すること> まちづくり戦略課 ☎029-288-3111(内線227)

見直そう！農業機械作業の安全対策

近年、農業機械の開発と導入が進む一方で、農作業事故が多発しています。こうした農作業事故をなくすために、日々の安全対策の意識を高めましょう。

- 農業機械の日常的、定期的な点検を行いましょ。
- 農耕車に乗車する際は、シートベルト・ヘルメットを着用しましょ。
- 作業機を付けた状態の農耕車で公道を走行する際には、灯火器類を装備しましょ。
- 安全フレームやシートベルト等が装備されているトラクターを使用し、装備されていない場合は追加装備や機械の買い替えを検討しましょ。
- 労働保険特別加入制度に加入しましょ。

問合せ 農業政策課 ☎029-288-3111(内線254)

農耕車にはナンバーの登録が必要です

乗用可能な農耕車(トラクター、コンバイン等)は、農耕作業用小形特殊自動車として扱われ、軽自動車税の課税対象となります。



路上走行の有無にかかわらず、所有されている方にはナンバーの登録が義務付けられています。

まだ登録がお済みでない車両については、速やかに手続きを行ってください。

手続方法

該当車両の車名・車体番号・排気量のわかるものと身分証明書をお持ちのうえ、税務課、桂支所、七会町民センターのいずれかで登録を行ってください。

問合せ 税務課 ☎029-288-3111(内線122)

広 告